

平成19年9月5日

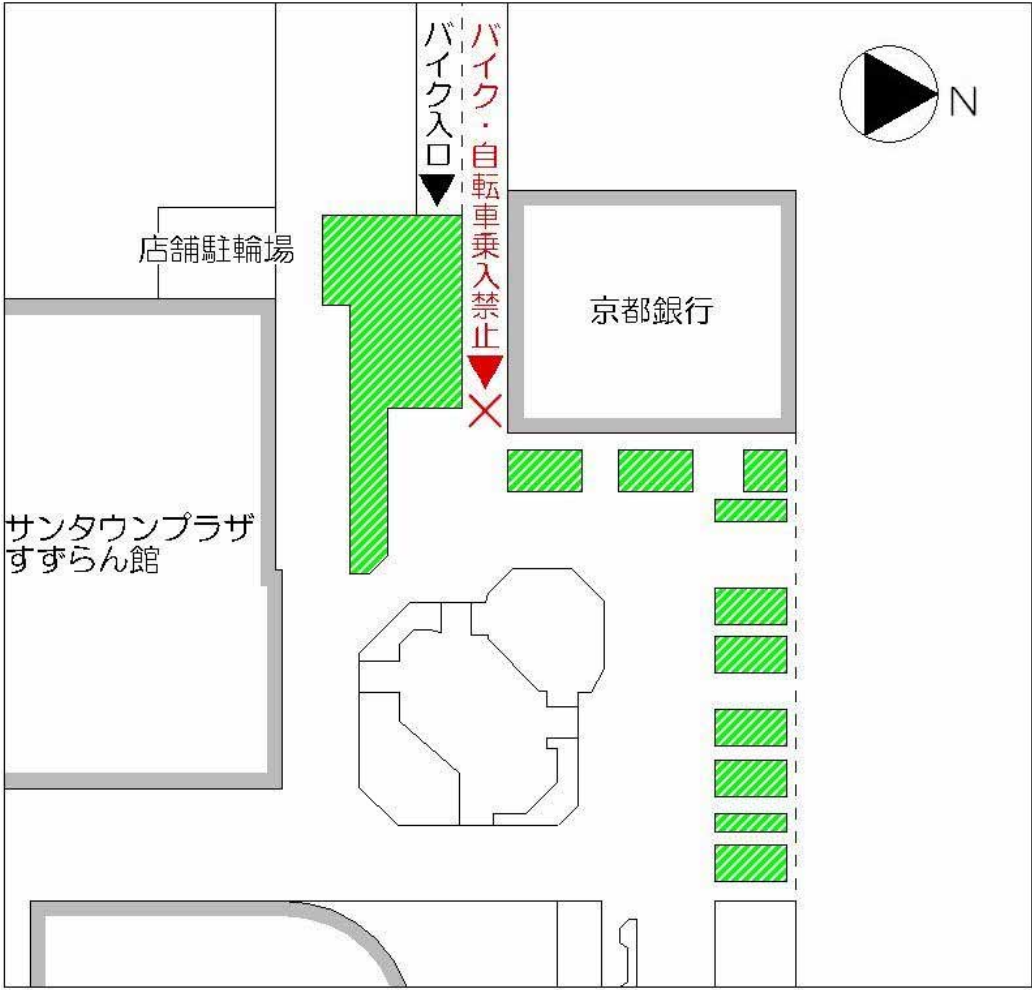
地域安全課

0742-34-4719

奈良市高の原第四自転車駐車場の開設について

奈良市では、路上自転車駐車場を奈良県で初めて開設します。

1. 施設名 奈良市高の原第四自転車駐車場
2. 所在地 奈良市右京一丁目12番地
市道 中部978号線
3. 着工年月日 平成19年8月6日
4. 完成年月日 平成19年8月31日
5. 事業費 月額524,895円の7年リース
6. 設置目的 高の原駅周辺の放置自転車対策
自転車・バイクの盗難防止対策(放置されている自転車、
バイクが盗難に遭いやすい)
安全かつ円滑な交通の確保と、良好な景観の形成
7. 使用計画
 - 業務開始日 平成19年9月10日 午前5時～
年中無休 24時間使用可
 - 収容台数 自転車 280台
バイク 70台 (内5台分、中・大型バイク対応)
合計 350台
 - 使用料金 自転車 一日1回 100円(30分未満無料)
バイク 一日1回 150円(30分未満無料)
プリペイドカードが使用できる (3300円分) 3000円で販売
機器 個別ロック式駐車場管理システム
8. 今後の活用と放置対策
 - 今回、奈良市が設置した350台の駐車場と、既に民間が設置している駐輪施設をあわせれば、通勤通学者のみならず、買物客の自転車等を含めた台数が確保できたものと考えている。
 - 今後の対応として
地元自治会、地元店舗会、関西文化学術研究都市センター、PTA等々で構成された高の原駅地区放置自転車対策連絡協議会を立ち上げ、奈良警察署と互いに協力し、放置をしない、させない環境づくりを行う。
放置自転車対策の重点地域とし、今後この場所に放置される自転車等については、移動等で厳しく対応する。



奈良市高の原第四自転車駐車場の開設について

1. 費用関係

・機器設置工事	37,410,000円
・場内整備工事	3,785,000円
・7年リース料	2,896,180円
計	44,091,180円

2. 盗難件数

別紙 奈良市内における犯罪の認知件数参照

高の原駅周辺放置自転車等の移動時に判明した盗難届該当物で
任意提出したもの

年	自転車	原付
H16	22	2
H17	19	0
H18	9	0
H19	5	0

3. 放置自転車の再利用

条例により60日保管し告示後処分します。

遺失物法に基づき、6ヶ月経過（移動して）した、再利用可能な自転車（概ね月80台程度）を、環境清美部リサイクル推進課に依頼し、入札により払い下げしている。

4. 改正された道路法関係

別紙

道路法施行令

(自転車駐車器具の占有の場所に関する基準)

第十一条の七 [法第三十二条第二項](#)第三号に掲げる事項についての第七条第八号に規定する自転車を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具(以下この条において「自転車駐車器具」という。)に関する法第三十三条第一項の政令で定める基準は、次のいずれにも適合する場所であることとする。

一 車道以外の道路の部分(分離帯、ロータリーその他これらに類する道路の部分を除く。次条第一項第一号において同じ。)であること。

二 ^{のり}法面若しくは側溝上の部分又は自転車道、自転車歩行者道若しくは歩道上に設ける場合においては、道路の構造からみて道路の構造又は交通に著しい支障のない場合を除き、当該自転車駐車器具を自転車の駐車の用に供したときに自転車又は歩行者が通行することができる部分の一方の側の幅員が[道路構造令\(昭和四十五年政令第三百二十号\)第十条第三項](#)本文、第十条の二第二項又は第十一条第三項に規定する幅員であること。

2 第十条第一号及び第五号の規定は、自転車駐車器具について準用する。この場合において、同条第一号中「地上()とあるのは「地面()と、「地上を」とあるのは「地面を」と、「次のいずれにも適合する場所(特定連結路附属地の地上に設ける場合にあつては、口及び八のいずれにも適合する場所)」とあるのは「口及び八のいずれにも適合する場所」と読み替えるものとする。

[改正注記]

(原動機付自転車等駐車器具の占有の場所に関する基準)

第十一条の八 [法第三十二条第二項](#)第三号に掲げる事項についての第七条第八号に規定する原動機付自転車又は二輪自動車を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具(以下この条において「原動機付自転車等駐車器具」という。)に関する法第三十三条第一項の政令で定める基準は、次のいずれにも適合する場所であることとする。

一 車道以外の道路の部分内の車道に近接する部分であること。

二 道路の構造からみて道路の構造又は交通に著しい支障のない場合を除き、当該原動機付自転車等駐車器具を原動機付自転車又は二輪自動車の駐車の用に供したときに自転車又は歩行者が通行することができる部分の幅員が[道路構造令第十条第三項](#)本文、第十条の二第二項又は第十一条第三項に規定する幅員であること。

2 第十条第一号及び第五号の規定は、原動機付自転車等駐車器具について準用する。この場合において、同条第一号中「地上()とあるのは「地面()と、「地上を」とあるのは「地面を」と、「次のいずれにも適合する場所(特定連結路附属地の地上に設ける場合にあつては、口及び八のいずれにも適合する場所)」とあるのは「口及び八のいずれにも適合する場所」と読み替えるものとする。

道路法

(道路の占用の許可)

第三十二条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

- 一 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物
 - 二 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件
 - 三 鉄道、軌道その他これらに類する施設
 - 四 歩廊、雪よけその他これらに類する施設
 - 五 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設
 - 六 露店、商品置場その他これらに類する施設
 - 七 前各号に掲げるものを除く外、道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの
- 2 前項の許可を受けようとする者は、左の各号に掲げる事項を記載した申請書を道路管理者に提出しなければならない。
- 一 道路の占用(道路に前項各号の一に掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用することをいう。以下同じ。)の目的
 - 二 道路の占用の期間
 - 三 道路の占用の場所
 - 四 工作物、物件又は施設の構造
 - 五 工事実施の方法
 - 六 工事の時期
 - 七 道路の復旧方法
- 3 第一項の規定による許可を受けた者(以下「道路占用者」という。)は、前項各号に掲げる事項を変更しようとする場合においては、その変更が道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のないと認められる軽易なもので政令で定めるものである場合を除く外、あらかじめ道路管理者の許可を受けなければならない。
- 4 第一項又は前項の規定による許可に係る行為が[道路交通法第七十七条第一項](#)の規定の適用を受けるものである場合においては、第二項の規定による申請書の提出は、当該地域を管轄する警察署長を経由して行なうことができる。この場合において、当該警察署長は、すみやかに当該申請書を道路管理者に送付しなければならない。
- 5 道路管理者は、第一項又は第三項の規定による許可を与えようとする場合において、当該許可に係る行為が[道路交通法第七十七条第一項](#)の規定の適用を受けるものであるときは、あらかじめ当該地域を管轄する警察署長に協議しなければならない。